

陸前高田市教育施設包括管理業務仕様書

1 基本事項

本仕様書は、陸前高田市教育施設包括管理業務（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定プロポーザル実施にあたり、本市が要求する最低水準を提示するものである。

また、本業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を行うための資料を提供することから、プロポーザル参加者は本仕様書の内容を十分に確認のうえ、別途提示する募集要項等に示された諸条件を遵守しプロポーザル提案を行うこととする。

2 件名

陸前高田市教育施設包括管理業務

3 履行業務及び履行期間

教育施設管理業務 令和8年4月1日～令和11年3月31日

4 対象施設

市内小中学校、旧長部小学校、旧米崎中学校、旧矢作中学校及び博物館（詳細は別紙1のとおり）

5 業務内容

「4 対象施設」の業務内容は別紙2、別紙3及び別紙4のとおり

6 発注者及び受注者の定義

- (1) 発注者：陸前高田市
- (2) 受注者：プロポーザルにより選定され、陸前高田市と本業務契約を締結した事業者

7 特記事項

- (1) 設備不具合時において、受注者は、電話対応等で復旧不可能な際は一次駆付を実施する。
 - ア その際、養生等資材が必要な場合及び機器調整を行い復旧した場合は、有償対応（金額等は発注者と別途協議）とする。
 - イ 部品交換及び修繕工事が必要な場合は、発注者負担とする。なお、必要な部品等を発注者に伝えることとする。
- (2) 設備及び器具の日常点検、利用者への取扱説明・指導、使用状況の監視は、発注者の責任により実施するものとする。
- (3) 本業務において、危険度が高い劣化、不具合が発見された際は、当該点検日に発注者、受注者（必要により専門メーカーを含む）が立ち会い、使用禁止を決定のうえ、その場で貼り紙を掲示し当該指摘事項の改善を確認するまで使用禁止とする。

8 免責事項

次に掲げる事項については、受注者は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 設備及び器具の取扱説明書の使用方法から逸脱した使用による不具合、事故
- (2) 7 特記事項(2)を起因とする不具合、事故